

政府安全保障能力強化支援(OSA) 実施方針(骨子)

令和5年4月
NSC決定

1 目的

- 同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的として、軍等が裨益者となる資機材供与やインフラ整備等を行う。

2 支援方針

(1) 支援対象

- 我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する観点から、**安全保障上の能力強化を支援する意義のある国の軍等が裨益者となる協力を対象とする。**
- 無償資金協力であることに鑑み、原則として**開発途上国を対象とする。**

(2) 支援分野

- 以下のような、国際紛争との直接の関連が想定しがたく、上記目的の達成にとって意義のある分野に限定して協力を実施することとし、我が国の安全保障上の意義及び国際的な平和と安全の維持・強化にとっての意義を十分に踏まえた優先度の判断を行う。

- ① 法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動(領海や領空等の警戒監視、テロ対策、海賊対策等)
- ② 人道目的の活動(災害対処、捜索救難・救命、医療、援助物資の輸送能力向上等)
- ③ 國際平和協力活動(PKO等に参加するための能力強化等)

3 実施上の原則

(1) 防衛装備移転三原則及び同運用指針の枠内の実施

- 供与する資機材・整備するインフラ等が防衛装備に当たるか否かを問わず、「**防衛装備移転三原則**」及び**同運用指針の枠内で協力を**行う。

(2) 支援対象国の経済社会状況等の検討

- 相手国における**民主化の定着**、法の支配、**基本的人権の尊重**の状況や経済社会状況を踏まえた上で、我が国及び地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して対象国を選定する。

(3) 適正性・透明性の確保

- 適正性及び透明性確保の観点から、以下を確保しつつ協力を行う。案件実施に際しては、これらの点を含めた**国際約束を締結**する。

- ① 情報公開の実施
- ② 評価・モニタリングの実施とその結果についての情報開示
- ③ 供与後の目的外使用や第三者移転に係る適正管理
- ④ 国連憲章の目的及び原則との適合性

4 実施体制

- 協力の実施にあたっては、**NSS、外務省、防衛省等が連携**する。
- 協力の実施にあたっては、**政府が有するその他の協力枠組みや防衛装備移転との連携**を図る。

出典：外務省提出資料